

令和元年8月26日

各団体責任者 様

鳥取県立米子西高等学校長
(公印省略)

教育財産(体育館及びグラウンド)使用許可申請について(御案内)

このことについて、鳥取県立学校体育施設開放要綱(以下「開放要綱」という。)に基づき本校第一体育館及びグラウンドを開放しております。つきましては、10月以降に使用を希望する団体責任者は、下記のとおり申請をお願いします。

記

1 開放期間等

- (1) 期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで 半年間
- (2) 曜日 第一体育館 各団体の希望する曜日のうち週1日以内
グラウンド 土、日曜日及び祝日のうち希望する日
- (3) 時間 第一体育館 午後7時30分から午後10時までの時間内
グラウンド 昼間の教育活動等で使用しない時間(別途協議)
- (4) その他 学校の教育活動等により開放できない日もあります。

2 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書(様式第1号)
ただし、今年3月に提出した団体のうち、内容(責任者、人数等)に変更がない団体は提出不要です。
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書(様式第3号)及び使用計画書

3 受付期間および場所

- (1) 特定受付期間 令和元年8月27日(火)から9月13日(金)まで(郵送可)
受付時間:午前8時30分から午後4時30分まで(土、日曜日除く)
- (2) 場所 米子西高等学校事務室窓口
- (3) その他期間 3(1)終了後については、土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

4 決定方法及び通知

- (1) 第1希望日が他団体と重複しなかった場合は、特定受付期間終了後速やかに許可書を発行し通知します。受付期間中、第1希望日が他団体と重複した場合は抽選(くじ引き)により決定します。抽選日時は対象団体のみ後日連絡します。
- (2) 特定受付期間後は、使用可能日については書類を受け付け、先着順で決定します。

5 その他

- (1) 体育館では、サッカーボールの使用を禁止します。(フットサルボール使用可)
- (2) 使用にあたっては、開放要綱に従ってください。
- (3) 体育館の鍵の受渡しは、使用日当日(土日祝日の場合はその直近の平日)の午前8時30分から午後4時30分までとします。